

知っておきたい年金のこと

## 国民年金の保険料のお支払いが困難なときは

### 保険料免除制度とは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除の期間は申請した年度の7月から翌年の6月分までです。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。

### 免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業

の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

未納にせずご相談ください

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、上記の他にも添付していただく書類が必要な場合もありますのでお問い合わせください。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、担当窓口までご相談ください。



保健福祉課 戸籍担当  
電話 56 2 1 2 3

## ご存知ですか？「国民年金基金」

国民年金基金は、老後に受取る国民年金（老齢基礎年金）の不足分を補うための上乗せ年金として創設された公的な年金です。

詳しくは北海道国民年金基金（0120 65 4192）までお問い合わせください。

## 東日本大震災義援金等受付状況報告

多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。現在の義援金等受付状況をご報告いたします。

5月13日（金）現在：4,025,425円

この数字は、個人や団体の皆さまから日本赤十字社占冠分区分へご持参いただきました義援金、役場及びトマム支所窓口を設置した募金箱によりお寄せいただきました金額の合計額です。 日本赤十字社占冠分区分 電話56-2122



占冠中学校の皆さん、ありがとうございました。



占冠村赤十字奉仕団では、5月1日に道の駅で東日本大震災義援金募金活動を行いました。

「大変多くの方にご協力をいただきました。本当にありがたかった。皆さんへの感謝の気持ちでいっぱいになりました。」

と、委員長の大沼さん。  
東日本大震災の義援金と募金は9月30日まで受け付けています。

## 東日本大震災により被害を受けた方へ 税金関係のお知らせ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、お住まいの都道府県または市町村にお問い合わせください。

## 大震災義援金の寄附金控除

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は、「寄附金控除」として住民税・所得税の控除が受けられます。また、日本赤十字社や中央募金会等への義援金も「寄附金控除」として控除が受けられます。詳しくは総務省東日本大震災関連情報ホームページ（<http://www.w.soumu.go.jp/>）をご覧ください。



先生の指示に従い避難する生徒

## 「お・か・し・も」を合言葉に！ トナム小中学校で消防訓練を実施

5月2日（月曜日）にトナム小中学校で火災を想定した避難訓練を実施しました。

子供たちは、「お（押さない）か（かけない）し（しゃべらない）も（もどらない）」を合言葉に、真剣な表情で避難していました。また、避難途中に設定した煙ゾーンでは、煙を吸わないように低い姿勢で進むことや、煙が充満すると視界が狭くなり、前が見えにくくなるなど、貴重な体験をしました。

その後の消火器の取扱いについては、消防職員からの注意事項を聞き、生徒全員が水消火器により的に向かって消火訓練を実施し、目標物に当たると歓声があがっていました。

### 救急出場状況（4月分）

急病	2件	（2人）
交通	1件	（2人）
4月計	3件	（4人）
累計	53件	（64人）

（ ）内は搬送人員

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

## 春の交通安全運動が行なわれました

5月11日～20日の間、春の全国交通安全運動が行なわれました。この期間の重点運動は、子どもと高齢者の交通事故防止

- 自転車乗用中の交通事故防止（自転車安全利用5則の周知徹底）
  - スピードの出し過ぎ防止
  - 全座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
  - 飲酒運転の根絶
- 5点です。村では交通指導員、交通安全推進協議会、高齢者交通安全推進協議会などの協力を得て、次のとおり期間中の運動を行いました。

- セーフティコールの日（街頭啓発）
- 5月11日、国道237号線コミュニティプラザ前で、富良野警察署占冠駐在所、交通安全推進協議会、高齢者交通安全推進協議会、交通指導員、役場職員などによるセーフティコール（街頭啓発）が行なわれ、通過車両ドライバに安全運転を呼びかけました。

- 夜間パトライト（赤色回転灯による注意喚起）
- 5月11日、16日、20日の3日間、赤色回転灯を点灯し事故防止を警告しました。

村民の願いです  
続けよう交通事故死 0 の日  
平成19年2月21日から

1550日

平成23年5月20日現在

# 交通安全

SAFTY DRIVE

お年寄りの事故増加！  
- 横断中の歩行者12人中10人が女性 -

10人中8人が運転免許を持っていない歩行者  
運転免許を持っていない8人中6人が右から横断中事故に遭う

運転手さん注意して！

お年寄りの特性を理解して！  
外出の際、目立たない服装が多い。  
道路を横断するときは、左側の安全確認がおろそかになりやすい。  
横断中の安全確認がおろそかになりやすい。  
車との距離感や速度感の正しい判断が苦手。  
歩行速度が遅くなっている。

走行中は、横断者の早期発見に心がけて  
お年寄りを見かけたら  
渡ってくるかもしれない。  
横断中止止まるかもしれない。

いつも

ブレーキの準備を！